

概要版

田辺市人権施策基本方針 改定版

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざして



田 辺 市

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

- 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
- 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
- スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
- 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
- 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります。

人権とは

すべての人が、人間らしく生きていくために、生まれながらに持っている大切な権利のことをいいます。

すべての人の人権が尊重され、幸せを実感できるまちづくりを進めていくためには、自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重しあうことが大切です。

基本方針改定の趣旨

田辺市では、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざして、平成19年3月に「田辺市人権施策基本方針」を策定し、人権施策の総合的かつ効果的な推進に取り組んでいます。

しかし、私たちの身の周りでは、子どもに対する虐待や、女性に対する人権侵害、高齢者等を狙った詐欺、障害のある人への偏見、学校や職場におけるいじめや嫌がらせ、同和問題など、いまだに多くの課題が残されています。

また、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害、災害時における避難所運営等での人権問題など、新たな問題も発生しており、その対応が求められているところです。

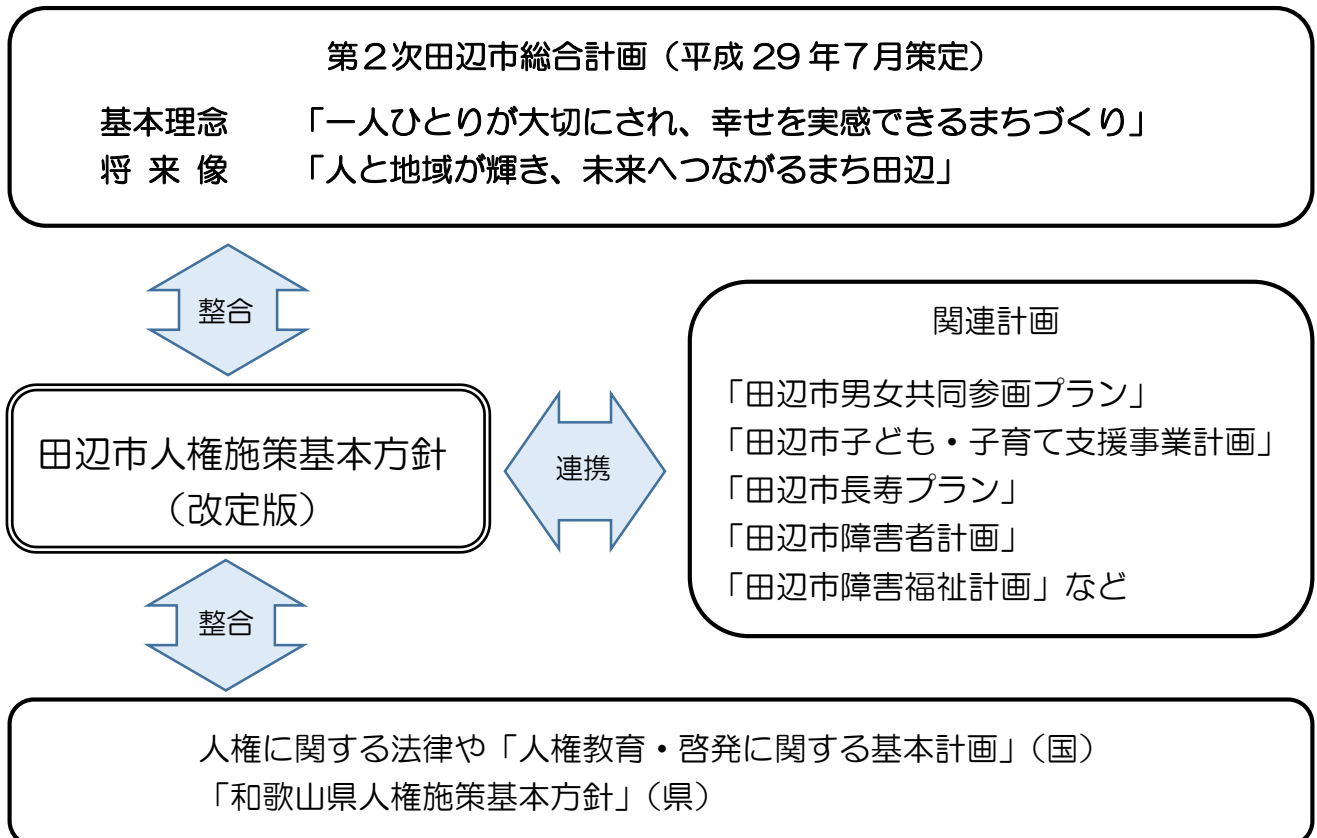
このため、田辺市では、これまでの取組の成果を踏まえるとともに、人権を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、「田辺市人権施策基本方針」の改定を行いました。

基本方針の位置付け

この基本方針は、「第2次田辺市総合計画」の基本理念のもと、市民、行政及び関係機関等が連携して人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向を示すものです。

また、人権に関する様々な法律等との整合性を図るとともに、田辺市の実情に応じた人権教育及び人権啓発に関する施策を実施するために策定したものです。

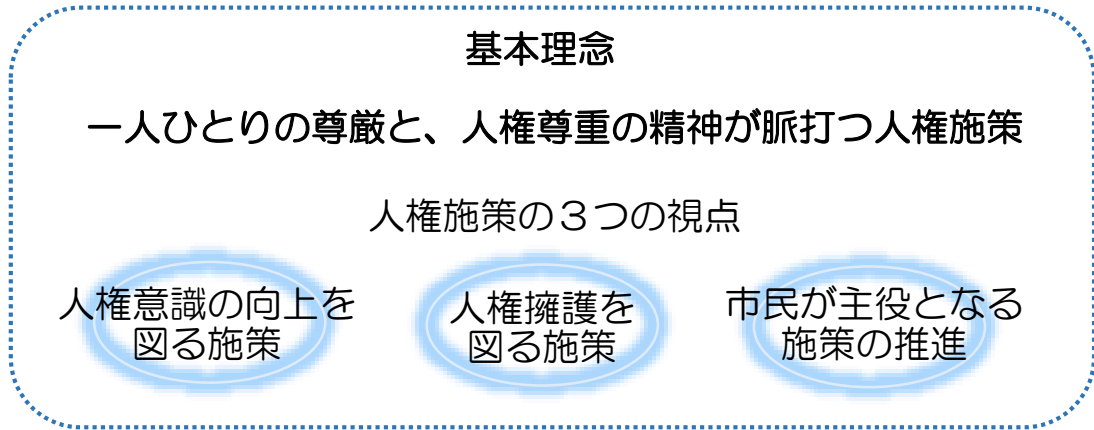
基本方針と田辺市総合計画等との関係性



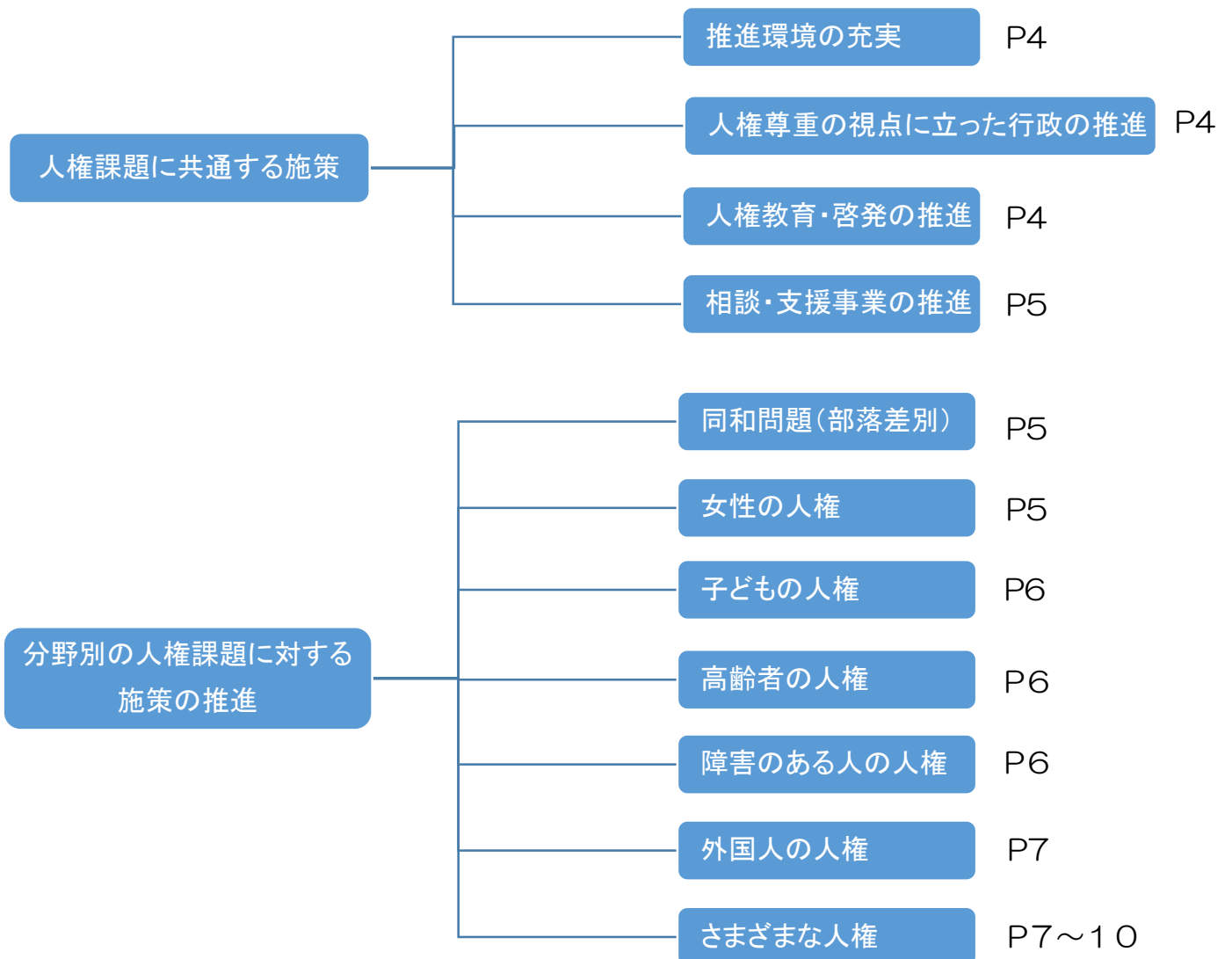
基本方針の体系図

この基本方針では、「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」を基本理念とし、市民一人ひとりの人権が守られ、日常生活の中に、人権尊重の精神が脈打つよう、人権施策を進めていきます。

また、基本理念に基づいて、3つの視点を設定しています。



基本理念に基づき、以下の体系にしたがって、具体的な施策を展開します。



推進環境の充実

日常生活の中にある様々な人権問題に「気づき」、そして「行動」につながるような人権施策を推進するため、推進環境の充実を図ります。

人権尊重の視点に立った行政の推進

市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な場面で人権尊重の視点を持ち、業務を行います。

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を進めるにあたっては、人権問題に関する知識の習得だけではなく、身の周りにある具体的な人権課題の解決に結びつけていくことが大切です。

そこで、すべての人の人権が尊重される社会を実現するために、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において人権教育を推進します。

家庭や学校等での人権教育

- 相談支援体制の充実
- 豊かな心を育む家庭教育や子育てに関する学習の場の充実
- 発達段階に応じた人権教育の推進
- PTA や保護者会における学習会等への支援

社会教育の場での人権教育

- 社会教育施設や社会教育関係団体等において、人権に関する関心を高めるため、人権教育・啓発に取り組みます。
- 生涯学習推進の中での、市民の主体的な人権学習を支援します。

企業・各種団体等での人権教育・啓発

- 企業や各種団体における人権教育・啓発の取組を促進するため、人権に関する情報提供や教材の貸出し、講師派遣等の支援を行います。
- 県・関係機関と連携し、企業活動における人権問題の解決に向けた取組を進めます。

特定の職業に従事する者に対しての人権教育・啓発

- 市職員、保育関係職員、教職員、医療関係者、福祉関係者など、特に人権に関わりの深い職業に従事する者に対する研修等の充実に努めます。

相談・支援事業の推進

田辺市では各機関と連携を図りながら、人権に関する相談を行っています。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談など、各種相談窓口を設置しています。

身近で気軽に安心して相談できる支援体制の整備を図ることや、相談窓口や利用方法などについて、広く知られるように、広報等を通じて周知に努めます。

分野別の人権課題に対する取組

私たちは、社会生活の中で誰かに支えられ、また誰かを支えている関係にあります。

人権問題はすべての人に関わる身近な問題であり、一つの人権問題を正しく学ぶことは、すべての人権問題の正しい理解へとつながっていきます。

この理解をとおして、人権感覚を養い、お互いを尊重しあう生き方へ、広がりを持たせることが大切になります。

※同和問題（部落差別）

同和問題は、日本固有の人権問題であり、その解決は、国の責務・国民的課題として、長年差別解消に向けた諸施策を実施してきました。しかし、現在でも結婚や就職などにおける差別のほか、インターネット上で、差別を助長・誘発するような内容の書き込みが多く発生するなど、完全に同和問題が解消したとはいえません。

差別意識は依然として解消しておらず、差別意識の解消に向けた取り組みを推進します。

- 人権同和教育・啓発の推進
- 「えせ同和行為」の排除
- 差別を許さない社会の形成
- 「部落差別解消推進法」に基づく施策の推進

※女性の人権

「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、このことが家庭や職場において性別による差別を生む要因となったり、女性の社会参画を妨げています。

性別に関わらず人権が尊重され、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組みます。

- 固定的な性別役割分担意識の見直し
- 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 男女共同参画推進のための施策の充実
- 女性の社会参画の促進
- ワーク・ライフ・バランス^{*1}の推進

*1 [ワーク・ライフ・バランス] …仕事と生活の調和のこと。

✿子どもの人権

子どもを取り巻く環境の変化とともに、人権問題が深刻化しています。

子どもの人権が尊重され、健全に育つことができる環境づくりに向けて、家庭や学校・地域が連携した取り組みを推進します。

- 子どもの人権を尊重した教育・啓発
- 豊かな人権感覚を持った子どもの育成
- 子どもの人権を尊重する健全な環境づくり
- 虐待・体罰・いじめの防止と相談体制の充実
- ひきこもりや不登校児童・生徒への支援
- 子育てしやすい環境づくり
- 子どもの貧困対策の推進

✿高齢者の人権

高齢者に対する虐待や介護放棄、悪質商法や振り込め詐欺等の事件は後を絶たず、大きな社会問題となっています。

高齢者が安心して暮らせる社会の実現や生きがいづくり、積極的な社会参加に向けた取り組みを進めるなど、高齢者が地域社会の中で役割を確保し、自立できるよう支援を促進します。

- 高齢者に対する人権侵害の防止
- 高齢者を地域で支え合う環境づくり
- 高齢者の自立と生きがい対策の推進
- 高齢者を介護する家族への支援
- 高齢者の財産、権利を守るための支援
- 避難行動要支援者の支援対策
- 高齢者にやさしい生活環境の整備

✿障害のある人の人権

暴行や虐待、偏見や差別など、障害のある人に対する理解や配慮は十分とはいえない状況にあります。

障害のある人もない人も、地域社会の一員としてお互いを尊重し、安心して暮らせる社会の実現に向けて、障害のある人の人権を守り、ともに支え合う施策を推進するとともに、障害のある人の社会参加と自立を促進するために、保健・医療体制の充実、雇用・就労を支援する事業などを推進します。

- 障害のある人に対する人権侵害の防止
- 障害のある人を地域で支え合う環境づくり
- 障害のある人の社会参加の促進
- 雇用・就労の支援と社会参加の促進
- 避難行動要支援者の支援対策
- 障害のある人の財産・権利を守るための支援
- 障害のある人にやさしい生活環境の整備
- 「障害者差別解消法」に基づく施策の推進

✿外国人の人権

言語、宗教、文化、習慣などの違いから、外国人であることを理由とした偏見や差別、また、生活上の問題や教育環境の問題もあります。

同じ地域に暮らす市民として、お互いに尊重しあえる意識を育んでいくことができる環境をつくり、多様性を活かした多文化共生の地域づくりに取り組みます。

- 外国の歴史、文化、風習等についての正しい理解と認識
- 国際理解教育の推進
- 外国人にやさしい生活環境の整備
- 定住外国人の地方自治への参画
- 「ヘイトスピーチ解消法」に基づく施策の推進

✿感染症・難病の人の人権

感染症や難病等に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、患者及び感染者等の相談・支援体制の充実を図り、患者及び感染者等の人権が尊重される地域社会づくりを推進します。

- エイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識の普及
- 学校教育におけるエイズ教育の推進
- エイズやハンセン病患者・元患者の社会参加と社会復帰への支援
- 難病患者やその家族の人権に配慮した支援体制

✿犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族の視点に立ち、生活全般にわたる様々な支援を関係機関、団体等と連携して途切れなく実施します。

また、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉、生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深める啓発を推進します。

- 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進
- 犯罪被害者等のプライバシーを守る努力
- 再被害を防止するための連携
- 犯罪被害者等を励まし、支える社会づくりの促進

✿刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、団体と連携・協力をして啓発に努め、暖かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消
- 刑を終えて出所した人の社会復帰への支援 ●青少年の健全育成

✿情報と人権

個人情報保護の体制を強化するとともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシーの問題に対する相談・支援体制の充実を図ります。

- 情報モラル教育の推進
- 人権侵害への対応

✿災害と人権

被災者の視点に立った施策を推進し、すべての被災者の人権が尊重される環境づくりに努めます。

また、高齢者や障害のある人、外国人等の、特別な援助や配慮が必要とする人たちについては、情報伝達と避難等が円滑に行えるよう状況に応じた配慮や支援をおこないます。

- 災害弱者の視点を取り入れた施策の推進
- 災害弱者に配慮した防災訓練の実施
- 災害弱者の視点を取り入れた防災教育・啓発の実施
- 避難行動要支援者名簿の活用及び更新

✿環境と人権

環境問題は、近年、私たちの健康や生命に大きな危機を与えるようになってきました。

温室効果ガス削減に向けての取組を進めるとともに、環境学習会等を通じて情報提供や啓発活動をおこなうことで、環境保全に配慮した自主的な取り組みを促進していきます。

✿性的少数者（セクシュアルマイリティ）の人権

✿性的指向

性的指向における少数者は社会的に認知されていないなど、従来性の基準とは異なる性のあり様に対する偏見や差別が起きているのが現状です。

性的指向（同性愛、両性愛）を理由とする偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を推進します。

✿性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性を自分の感覚として持っているかということで、「心の性」と呼ばれることもあります。

日常生活の中での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見により嫌がらせや侮辱的な言動を受けたりすることがあります。

多様な性のあり方について、正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を推進します。

✿労働者の人権

従来、労働者を取り巻く人権問題としては、労働者の出身地、性別、国籍、年齢による差別などがありましたが、職場という閉ざされた環境を背景にしたいじめ、各種ハラスメント行為（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）が新たに問題となっています。

こうした様々な問題に対応していくために、組織や各企業に対し、各種研修会の実施や、相談窓口の充実、啓発活動を推進します。

✿自殺・自死遺族

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こりうるという認識に立ち、悩みや困難を抱え、自殺を考えるほど辛い状況にある人の「いのち」を守ることと、自死遺族の心のケアについても何が可能かを考えて取組を進めます。

✿生活困窮者の人権・ホームレスの人権

✿生活困窮者の人権

生活保護には至らないものの生活に困窮している人々の多くは地域から孤立し、支援が必要な方ほど自らSOSを発することが難しいため、支援に当たっては早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

支援にあたっては、相談者一人ひとりの状況に合わせ、包括的に取り組みます。

✿ホームレスの人権

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。

また、野宿生活者と地域社会との間にあつれきが生じるなど、大きな社会問題となる中、ホームレスへの人権侵害の問題も発生しており、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消に向け、啓発活動や相談業務に取り組みます。

✿人身取引（トラフィッキング）

性的搾取、労働搾取等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

人身取引をなくすため、この問題についての私たち一人ひとりが人身取引について関心を持ち、社会全体の問題として解決していくために、啓発に努めます。

✿アイヌの人々の人権

アイヌに関する研究や、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別等の問題は依然として存在しており、アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について理解を深めるための啓発の推進に努めます。

✿北朝鮮当局による人権侵害問題

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、12月10日～16日を『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』と定めるなど、国及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図るよう努めるものと定められています。

拉致問題は重大な人権侵害であり、この問題についての関心と理解を深めるための啓発に努めます。

人権施策の総合的な推進体制

推進体制づくり

市の推進体制

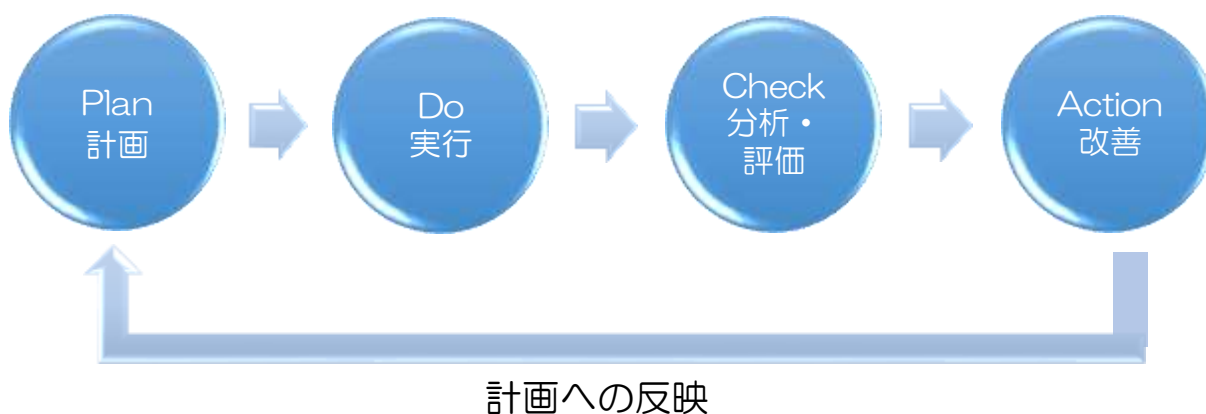
人権問題に関し識見を有する者で組織された「田辺市人権教育啓発推進懇話会」の提言を取り入れながら、庁内組織である「田辺市人権施策推進本部」を中心に、各部署が市民の立場に立った人権意識のもとで人権施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

国・県・関係団体等との連携

国や県、市町村など行政の取組だけでなく、関係団体、地域、学校、企業、NPO 等との連携や協働によって、人権課題の解決に関する市民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

人権施策の推進管理

毎年、人権施策に関する進捗状況を把握するとともに、人権を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また社会情勢の変化や新たな人権課題に的確に対応するため、PDCA サイクルにより適正な人権施策を実施します。



※PDCAサイクルとは、計画（P）を実行（D）し、定期的に分析・評価（C）を行い、改善（A）を検討し、計画の見直しを行うことです。



田辺市人権キャラクター
まもるくん

(田辺市人権標語)

人権を 守るお手本 家庭から

発行：田辺市企画部人権推進課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

Tel：0739-26-99120（直通） Fax：0739-22-5310（代表）

Email：jinken@city.tanabe.lg.jp HP：<http://www.city.tanabe.lg.jp/>

令和元年〇月

この基本方針について詳しくご覧になりたい方は

田辺市人権基本方針改定

検索

人権に関わる主な相談窓口

相談内容	名称	相談日・時間	電話番号
人権	和歌山地方法務局田辺支局	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-22-0698
	田辺市人権擁護連盟 （田辺市役所 人権推進課内）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-9912
	弁護士による市民法律相談（面接） （田辺市役所 自治振興課）	毎月3回～4回（要予約）	0739-26-9911
子ども	和歌山県紀南児童相談所	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-22-1588
	子育て相談 （田辺市役所 健康増進課）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4901
	子育てテレホン相談 （田辺市地域子育て支援センター“愛あい”）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-22-9285
	家庭児童相談 （田辺市役所 家庭児童相談室）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時00分	0739-26-4926
	不登校・教育相談 （田辺市教育研究所）	月～金（祝日を除く） 9時00分～16時00分	0739-25-1511
	田辺市いじめホットライン （田辺市教育委員会 学校教育課）	月～金（祝日を除く） 9時00分～16時00分	0739-26-3224
	田辺市いじめ相談ダイレクトメール	毎日24時間	ljime110@city.tanabe.lg.jp
女性	女性電話相談 （田辺市役所 男女共同参画推進室）	月～金（祝日を除く） 8時30分～12時00分	0739-26-4919
DV（ドメスティック・バイオレンス）	紀南DVセンター	毎日24時間	0739-24-3322
障害のある人	障害児・者相談支援センターゆめふる	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4923 yumeful@vm.aikis.or.jp
高齢者	介護相談 （田辺市役所 やすらぎ対策課 地域包括支援センター）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-9906
健康	一般健康相談 （田辺市役所 健康増進課）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4901
	ひきこもり相談 （田辺市役所 健康増進課）	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4933
外国人	田辺市国際交流センター	月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分	0739-26-4908
その他	市民消費生活相談 （田辺市役所 自治振興課）	月・火・木・金（祝日を除く） 13時00分～16時00分	0739-26-9911
	若者相談 （若者サポートステーション With You 南紀）	月～金（祝日を除く） 10時00分～17時00分	0739-24-0874

どこに相談すればいいのかわからない場合は、田辺市役所 人権推進課にまずご連絡ください。

田辺市役所 人権推進課 ☎0739-26-9912（直通）【月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分】